

障害者手帳をお持ちの方へお知らせ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき
手続きが必要となります。

- ・転居・氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出
- ・(転出先の市町村障害福祉担当窓口にご相談下さい。)
- ・手帳の紛失・破損
- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき



平成20年4月から手帳が新しくなりました。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。手続きには、印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真(タテ4cm×ヨコ3cm) 1枚が必要です。

各種助成制度があります

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分(保険適用分)の2分の1を助成。(食事療養費・室料などは対象外)

※平成22年4月診療分から歯科診療分も対象になります。

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

- ①身体障害者手帳(3級〜6級)・療育手帳(B判定)・精神障害者保健福祉手帳(2級〜3級)のいずれかをお持ちの方
- ②6歳(小学校未就学児を除く)から69歳(後期高齢者医療対象者を除く)の方
- ③所得税非課税の方

◆手続きに必要なもの

領収書(保険点数がわかるもの。レシートは不可)・印鑑・保険証・障害者手帳

【障害者通所・通院費助成】

次に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1を助成。(公的扶助の受給者は除く)

①障害者手帳をお持ちの在宅の方が障害者小規模作業所、精神障害者社会復帰施設等に通所する場合。(平成22年4月通所分から、就労移行支援、就労支援継続支援を行う事業所や特定旧法指定施設などへの通所も一部対象とします。)

②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の作業所・医療機関は、公共交通機関(JR、路線バス)のほか、平成22年4月以降からは巡回バスも含む)を利用した場合のみ対象となります。

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。(所得税課税の方、公的扶助の受給者は除く。)

◆手続き・問い合わせ先

大山町福祉介護課
☎0859・54・5207

中山支所総合窓口課
☎0858・58・6112

大山支所総合窓口課
☎0859・53・3311

憲法週間行事

5月1日から7日までの憲法週間にちなみ、裁判所、法務省及び弁護士会の共催により、次の行事を行います。

特設人権相談所の開設

◆日時 5月6日(木)
13時〜15時

◆場所 山野町 山村開発センター

◆問い合わせ先

鳥取地方法務局人権擁護課
☎0857・22・2289

※鳥取地方法務局米子支局では平日の8時30分〜17時15分の間、毎日相談に応じています。

鳥取地方・家庭裁判所米子支部見学会

◆日時 5月21日(金)
13時〜15時30分

◆定員 15人

◆申込先

鳥取地方裁判所米子支部庶務課
☎0859・22・2205

鳥取県弁護士会による無料法律相談

◆日時 5月12日(水)
10時〜15時

◆場所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部庁舎内

◆定員 25人程度(当日受付順)

※駐車場に限りがあるので、公共交通機関を利用ください。

◆問い合わせ先

鳥取県弁護士会
☎0857・22・3912

(開催日当日)

鳥取地方・家庭裁判所米子支部
☎0859・22・2205

